税務訴訟資料 第261号-49 (順号11639)

大阪地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 相続税更正処分取消等請求事件 国側当事者・国(東税務署長) 平成23年3月11日棄却・確定

判

原告甲

同訴訟代理人弁護士 西村 隆志 同補佐人税理士 酒道 弘良

被告

 同代表者法務大臣
 江田 五月

 処分行政庁
 東税務署長

木本 正行

裁決行政庁 国税不服審判所長

孝橋 宏

被告指定代理人 松島 太

同 杉浦 弘浩

同 松帆 芳和

同 馬場 文明

同 成光 智人

同 吉村 悠人

同 服部 正行

同 藤原 瞳

同 柏木 孝夫

同 松田 光弘

主

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 東税務署長が平成19年1月24日付けで原告に対してした平成15年3月24日相続開始 (被相続人乙)に係る相続税の更正処分(ただし、平成19年4月11日付け減額再更正及び平成21年3月30日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち、課税価格6214万7 000円、相続税額1280万5300円を超える部分を取り消す。
- 2 東税務署長が平成19年1月24日付けで原告に対してした上記相続税の過少申告加算税の 賦課決定処分(ただし、平成19年4月11日付け減額変更決定により一部取り消された後のも の)を取り消す。

3 国税不服審判所長が平成21年3月30日付けで原告に対してした裁決のうち、課税価格62 14万7000円、相続税額1280万5300円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、原告の平成15年3月24日相続開始(被相続人乙(以下「乙」という。))に係る相続税(以下「本件相続税」という。)に関し、東税務署長が、平成19年1月24日付けで原告に対し更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。)を行い、さらに、国税不服審判所長が、平成21年3月30日付けで本件更正処分等に対する原告の審査請求を一部認容し、一部却下する旨の裁決(以下「本件裁決」という。)をしたところ、原告がこれらを不服として、一部取消後の本件更正処分等(ただし、本件更正処分については原告主張額を超える部分)及び本件裁決(ただし、原告の審査請求が棄却された部分)の取消しを求めた事案である。

2 前提となる事実等

掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実及び別紙課税の経緯等記載の各事実を認めることができる。なお、書証番号は特に断らない限り枝番号を含む。

(1) 被相続人の相続関係

- ア 乙は、平成15年3月24日(以下「本件相続開始日」という。)に死亡した(甲4、8)。
- イ 原告は、乙の子であり、乙の相続人である(甲1、8)。
- ウ 丙(以下「丙」という。)、丁(以下「丁」という。)及び戊(以下「戊」という。)はいずれも乙の子であり、A(以下「A」という。)は乙の配偶者であるが、丙が相続放棄をしたため、原告以外の乙の共同相続人は、丁、戊及びAの3名(以下、これら3名及び丙を総称して「その他の共同相続人ら」という。)である(甲1、8)。
- エ B (以下「B」という。)は、丁の妻である(争いがない)。
- オ 乙の相続及び関係者の身分関係は、別紙1相続関係図のとおりである(甲1、弁論の全趣旨)。

(2) 課税の経緯

- ア 原告は、平成16年1月26日、東税務署長に対し、乙の相続財産(以下「本件相続財産」 という。)は未分割であるとする本件相続税に係る申告書を提出した(甲3)。
- イ 原告は、平成18年12月11日、取得財産の申告漏れがあったとして、本件相続税に係る修正申告書を東税務署長に提出した(甲8)。
- ウ 原告は、平成19年1月16日、本件相続財産の分割が確定したとして、その他の共同相 続人らの記名押印のある本件相続税に係る修正申告書を東税務署長に提出した(甲8)。
- エ 東税務署長は、同月24日付けで、別紙2課税の経緯等の「本件更正処分等」欄記載のと おり、本件更正処分等を行った(甲8)。
- オ 同年2月7日、大阪家庭裁判所において、原告を含めた乙の共同相続人の間で、で遺産分 割調停が成立した(甲4)。

(3) 異議申立て及び審査請求

ア 原告は、平成19年3月5日、本件更正処分等を不服として、東税務署長に対し、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

- イ 原告は、同月9日、東税務署長に対し、同年2月7日に遺産分割調停が成立したことを理由として、更正の請求書を東税務署長に提出した(以下「本件更正の請求」という。)。
- ウ これに対し、東税務署長は、同年4月11日、本件更正の請求の一部を認容する内容の減額再更正処分(以下「本件再更正処分」という。)及び過少申告加算税の額を減額する変更決定処分(以下「本件変更決定処分」といい、本件再更正処分と併せて「本件再更正処分等」という。)を行った(甲6)。
- エ 東税務署長は、同年6月4日付けで、本件異議申立てのうち、本件再更正処分等による減額後の納付すべき税額及び過少申告加算税の額を超える部分を却下し、その余の部分を棄却する旨の異議決定(以下「本件異議決定」という。)をした(甲13)。
- オ 原告は、同月7日付けで、本件更正処分等の全部について審査請求を行った(甲8)。

(4) 本件裁決

国税不服審判所長は、平成21年3月30日付けで、上記審査請求につき、本件再更正処分の一部を取り消し、本件再更正処分等により取り消された部分(納付すべき税額1372万3800円及び過少申告加算税の額22万4000円を超える部分)については却下し、その余の部分については棄却する旨の本件裁決を行った(甲8)。

(5) 相続税額の計算過程

本件更正処分(ただし、本件再更正処分により一部減額され、本件裁決により一部取り消された後のもの)に基づく本件相続税の税額の算出過程は別紙3課税価格及び相続税の総額の計算明細表のとおりである。

本件賦課決定処分(ただし、本件変更決定処分により一部減額された後のもの)に基づく本件相続税の過少申告加算税の税額の算出過程は、国税通則法65条1項、2項及び5項に従えば別紙4過少申告加算税の計算明細表のとおり30万8000円となるが、実際の課税額はこれより低額の22万4000円となっている(甲6、弁論の全趣旨)。

(6) 本件訴訟の提起

原告は、平成21年9月18日、本件訴訟を提起した(顕著な事実)。

3 争点

本件における争点は、以下のとおりである。

- (1) 本件更正処分等の適法性
 - ア 本件相続開始日において、本件相続財産に、乙からBに対する貸付金債権4230万40 00円(以下「本件貸付金債権」という。)が含まれていたか否か
 - イ 本件相続開始日において、乙が有限会社C(以下「C」という。)に対して負っていた預 り保証金(以下「本件預り保証金」という。)及び前渡金(以下「本件前渡金」といい、本 件預り保証金と併せて「本件預り保証金等」という。)の返還債務の残額がいくらであった か
- (2) 本件裁決の適法性
- 4 争点に対する各当事者の主張
 - (1) 争点(1)ア(本件貸付金債権の有無)について

【被告の主張】

本件では、Bを債務者とし、丁を保証人として、乙がBに5000万円を貸し付ける旨の金 銭借用証書が存在しており、かつ、Bは、同証書記載の返済計画を示す償還予定表も作成して いる。本件貸付金債権については、Aが東税務署長を被告として乙の平成11年分所得税に係る更正処分等の取消しを求めて提起した別件訴訟でも取り上げられ、第1審は、Bが乙から5000万円を借り入れた事実を認定し、控訴審もこれをそのまま引用して判断している。また、上記借入れの事実については、Bも自認しており、Bから乙への返済の事実を証する書類もある。

したがって、本件相続開始日において、乙に帰属する財産として本件貸付金債権4230万400円が存在していた。

【原告の主張】

東税務署長は、乙の相続財産として、乙のBに対する本件貸付金債権4230万4000円が存在することを前提に処分をしているが、同税務署長が本件貸付金債権として認定したものは、実質的には乙から丁に対する5000万円の贈与であり、贈与税の課税を免れるためにBが乙から借り受けた外形を作出したにすぎない。乙にBに対する貸付けをする意思などなかったことは、上記5000万円の交付前の平成11年10月頃に乙が脳卒中で倒れて入院し、十分な判断能力がない状態であったことに照らしても明らかである。また、上記5000万円の元金・金利の返済金らしき金員が振り込まれている乙名義の口座は、Bが開設し管理していた口座であり、Bは必要に応じ同口座から出金もしていたのであるから、Bにおいても乙から借り入れている意思は全くなかったといえる。

したがって、本件貸付金債権は存在せず、これを前提とした本件更正処分等は誤りである。 (2) 争点(1)イ(本件預り保証金等の額について)

【被告の主張】

本件預り保証金は、Cが、乙の生前、同人所有の建物を賃借して公衆浴場を経営するに当たり、保証金として乙に差し入れたものであり、乙はCに対しその残額を返還する義務を負っていたのであるから、乙の債務である。本件預り保証金については、Cの平成14年2月1日から平成15年1月31日までの事業年度末時点の貸借対照表(乙10)には、差入保証金9392万0690円及び前渡金200万円が計上されており、同事業年度の法人税の確定申告書に添付された仮払金(前渡金)の内訳書(乙11)にも、乙に対する前渡金の期末現在の残高が200万円である旨が記載されている。さらに、Cは貸借対照表の作成のため残高試算表を作成しているところ、平成15年2月1日から同年4月30日までの残高試算表(乙12)の差入保証金の欄には、当該期間の前期繰越9392万0690円が同期間中に700万円減少した旨の記載がある。また、上記残高試算表の前渡金欄には、前期繰越及び期間残高がともに2000万円である旨の記載があり、当該期間中も金額の増減はない。

以上によれば、乙は、本件相続開始日において、Cに対し本件預り保証金9392万0690円及び本件前渡金2000万円の合計1億1392万0690円の返還債務を負っていたといえる。

【原告の主張】

Cは、乙の生前に同人が所有する建物を賃借して公衆浴場を経営しており、乙に対し本件預り保証金等を差し入れていたところ、東税務署長は、その額を合計1億1392万円と認定しているが、乙がCに対して返還すべき本件預り保証金等の額は合計1億5000万円であり、同税務署長の処分は金額に誤りがある。

すなわち、本件異議決定の決定書付表2によれば、Cの乙に対する差入保証金及び前渡金は、

平成11年8月1日から平成12年7月31日までの間に1967万9310円減少しているとされているが、これは事実に反する記載であり、実際は減少していない。また、Cは、乙から賃借していた不動産の修繕費用等を乙に代わって支出しており、その額は本件相続開始日において3000万円以上あったはずである。これらの事実を踏まえれば、乙のCに対する債務は1億5000万円が正当である。

したがって、本件預り保証金等の額が1億1392万円であることを前提とした本件更正処分等は誤りである。

(3) 本件裁決の適法性

【被告の主張】

行政事件訴訟法10条2項は、「処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却 した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、 処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」として原処分主義を採用している。 そうすると、裁決の取消しの訴えの訴訟物は裁決自体の固有の違法事由、すなわち裁決手続上 の違法等に限られる。それにもかかわらず、原告が主張する理由はいずれも裁決固有の瑕疵を 主張するものではなく、主張自体失当である。

仮に、原告の主張が裁決固有の瑕疵を主張するものだとしても、国税不服審判所で行う審理の範囲は総額主義により総額に及ぶ(最判昭和49年4月18日・訟務月報20巻11号175頁)のであるから、本件裁決が争点主義に反するという主張はその前提を欠く。しかも、本件裁決につき争点主義的運営という点からみても、本件裁決における争点の2は、「課税価格に誤りがあるか否か。」という点であり、原告は、本件裁決において原告の取得財産、債務及び葬式費用の額についても主張していたのであるから、国税不服審判所は、当該争点である「本件相続に係る取得財産」の存否、及び相続税の課税価格を算定するための個別具体的な財産の金額について判断したにすぎない。したがって、本件裁決が争点主義ないし争点主義的運営に反して違法であるとはいえない。

【原告の主張】

本件裁決は、争点主義的運営ではなく総額主義的運営を行い、課税後に把握した課税財産を加算している点に違法がある。すなわち、国税不服審判所長は、一部の相続財産について評価替えを行うことで相続財産の価格を増額させるとともに、原処分の後に判明した資産(以下「本件追加財産」という。)として合計341万3012円を加算しており、原告が審査請求をした際に争点にしていない点につき原告に不利益な認定をしている。国税不服審判所長が原処分後に把握した財産を加算することは争点主義又は争点主義的運営に反するものであり、違法である。

また、国税不服審判所長は、乙からBへの貸付金として4230万4000円を認める一方、Cからの預り保証金として3607万9310円分を相続債務として認めておらず、これらについても違法というべきである。

さらに、国税不服審判所長は、各人の相続税の計算をするに際しても、正当な計算を行っていない。すなわち、原告が裁決書等の通知金額を基準として各相続人に配賦したところ、原告との間においては、乙の財産のうち、3000万円の債務の差異があることになる。さらに、原告の主張を前提とすれば、原告の取得財産が相続財産全体に占める割合は0.1170574585であり、適正な相続税額は1258万2740円となる。しかしながら、本件裁決は

これらの数値に基づいた計算を行っておらず、違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)ア(本件貸付金債権の有無)について

(1) 認定事実

前記前提となる事実等に加え、掲記の各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の各事実が認められる。

- ア 平成11年12月29日付けで乙宛てに作成された「金銭借用証書」には、Bが乙から5000万円を年利2%、利息は毎月末日限り、元金は平成32年1月6日限り、いずれも乙に対し持参する方法により返済すること、Bの債務については丁が保証人となることが記載され、B及び丁の署名押印がされている(甲9、乙4)
- イ 乙は、平成11年12月29日、丁を通じ、Bに対し5000万円を渡した。Bは、その 後、上記金員をCの口座に振り込んだ(甲10、12)。
- ウ Bは、その後、償還予定表を作成し、これに従って、平成12年1月31日から平成15年1月31日まで、毎月月末又は翌月初め頃に乙の口座へ入金する方法等により元金及び金利を支払った。

上記各支払により、本件相続開始日には、本件貸付金債権(元本)の残額は4230万4000円となっていた(甲11、12、乙5、7から9まで)。

また、上記各支払のうち、平成12年1月分から平成13年2月分については、いずれも 乙作成に係る領収書が存在している(乙8)。

(2) 検討

- ア 上記認定事実によれば、本件貸付金債権については、Bと丁の署名押印がされた借用証書が作成されている上、Bは、当該貸付金につき償還予定表を作成し、これに従って返済を行っており、乙作成に係る領収書も存在しているというのであるから、本件相続開始日において、乙は、Bに対する4230万4000円の本件貸付金債権を有していたものと認めるのが相当である。
- イ 以上に対し、原告は、東税務署長が本件貸付金債権として認定したものは、実質的には乙から丁に対する5000万円の贈与であり、贈与税の課税を免れるためにBが乙から借り受けた外形を作出したにすぎず、このことは、5000万円の交付前の平成11年10月頃に乙が脳卒中で倒れて入院し、十分な判断能力がない状態であったことに照らして明らかである旨主張する。

しかしながら、上記50000万円が乙から丁に対する贈与であると認めるに足りる証拠はない。また、上記認定事実のとおり、本件では、Bは、乙宛てに金銭借用証書を作成しているだけにとどまらず、償還予定表を作成した上で、実際にも、これに従って毎月月末又は翌月初めに一定額及び利息を返済していたと認められるのであり、これを単に金銭消費貸借契約を仮装したものであるということは困難である。さらに、平成11年10月頃に乙が脳卒中で倒れて入院した事実を認めるに足りる客観的証拠は何ら提出されていない上、仮にそのような事実があったとしても、その後の乙の判断能力につき何らの主張立証もないのであるから、上記5000万円の交付時に乙の判断能力が十分でなかったと認めることはできない。また、原告は、上記5000万円の元金・金利の返済金らしき金員が振り込まれている乙

名義の口座は、Bが開設し管理していた口座であり、Bは必要に応じ同口座から出金もして

いたのであるから、Bにおいても乙から借り入れている意思は全くなかった旨主張するが、 乙名義の口座をBが管理していたと認めるべき証拠は見当たらない上、仮に上記口座をBが 管理していたとしても、そのような状況となる事情としては様々なことが考えられるのであ り、上記管理の事実のみを理由にBにおいて借入れの意思がなかったなどということはでき ない。

なお、原告は、Bが義父である乙との間で償還予定表を作成したことが不自然である旨主 張するが、Bが浴場経営を行っていたこと(甲12)や、5000万円という金額の大きさ を考慮すれば、そのような行動を直ちに不自然ということはできない。

したがって、上記原告の主張はいずれも採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、乙の相続財産には、本件貸付金債権4230万4000円が含まれていたといえる。

- 2 争点(1)イ(本件預り保証金等の額について)について
 - (1) 認定事実

前記前提となる事実等に加え、掲記の各証拠によれば、以下の各事実が認められる。

- ア C作成に係る平成15年3月31日付け法人税確定申告書添付の貸借対照表の資産の部には、同年1月31日時点における「前渡金」として2000万円、「差入保証金」として9392万0690円がそれぞれ計上されている(乙10)。
- イ C作成に係る平成15年3月31日付け法人税確定申告書添付の「仮払金(前渡金)の内 訳書」には、「前渡金」として2000万円が計上されている(乙11)。
- ウ C作成に係る平成19年4月22日付け「残高試算表(月次・期間)」には、平成15年2月1日から同年4月30日までの期間において、Cの「前渡金」は2000万円であったこと、他方、「差入保証金」については、上記期間の期初には9392万0690円であったものの、その後700万円減少し、期末には8692万0690円となっていたことがそれぞれ記載されている。なお、上記700万円の減少を記載した欄には、手書きで「04/21」と付記されている(乙12)。

(2) 検討

- ア 上記認定事実に弁論の全趣旨を総合すれば、Cは、乙に対し、遅くとも平成15年1月31日までに、前渡金として2000万円、「差入保証金」として9392万0690円の預り保証金をそれぞれ渡していたものと認められる。また、上記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、平成15年2月1日から同年4月30日までの期間において「差入保証金」が700万円減少したことが認められるものの、これは、手書きの記載のとおり、同月21日に発生した減少であると認められ、その他に本件相続開始日において、上記を超えて本件預り保証金等が存在したと認めるに足りる証拠はないから、本件相続開始日において、乙は、Cに対し、本件前渡金として2000万円、本件預り保証金として9392万0690円の返還債務をそれぞれ負担していたと認めるのが相当である。
- イ これに対し、原告は、本件異議決定の決定書においてCの乙に対する差入保証金及び前渡金が平成11年8月1日から平成12年7月31日までの間に1967万9310円減少していると説示されている点は事実に反する記載であり、実際は減少していないこと、Cは、乙から賃借していた不動産の修繕費用等を乙に代わって支出しており、その額は本件相続開

始日において3000万円以上あったことなどを主張するが、そのような事実を認めるに足りる証拠はなく、原告の主張は採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、乙は、本件相続開始日において、Cに対し本件預り保証金9392万069 0円及び本件前渡金2000万円の合計1億1392万0690円の返還債務を負担していたといえ、本件更正処分等は適法である。

- 3 争点(2) (本件裁決の適法性) について
 - (1) 争点主義又は争点主義的運営違反との主張について

ア 原告は、国税不服審判所長は、一部の相続財産について評価替えを行うことで相続財産の価格を増額させるとともに、原処分の後に判明した資産として合計341万3012円を加算しており、原告が審査請求をした際に争点にしていない点につき原告に不利益な認定をしているとして、このように国税不服審判所長が原処分後に把握した財産を加算することは争点主義に反するもので違法である旨主張する。

しかしながら、本件更正処分等は、原告が本件相続により取得した財産の全部に対する課税処分である(相続税法2条1項)以上、国税不服審判所長の行う審査の範囲は、原告の取得財産に対する課税の当否を判断するに必要な事項全般に及ぶと解すべきであるから(前掲最判昭和49年4月18日参照)、本件裁決が争点主義に反する旨の上記原告の主張は採用することができない。

イ 次に、本件裁決に当たり国税不服審判所長が争点主義的運営を行わなかったとの主張について検討する。

この点につき、証拠(甲8)によれば、国税不服審判所長が本件裁決により新たに本件追加財産が本件相続財産に帰属するものとして本件相続財産の価額に算入したことが認められるところ、原告は、本件裁決の審理において、本件相続税の課税価格の適否について、「請求人及び丁ら3名の間で本件修正申告書の内容での遺産分割が成立しており、本件相続に係る取得財産、債務及び葬式費用等の額並びに請求人に係る相続税の課税価格も同申告書に記載のとおりであって、請求人が取得した相続財産の価額は6214万7287円である。」「原処分庁が加算した生命保険金、未収金及び貸付金は、相続財産ではない。」との主張をしていたこと、国税不服審判所長は、本件裁決において、1筆の不動産、傷害相互保険の満期返戻金請求権、生命保険の解約返戻金請求権及びその他の生命保険に係る契約上の権利の算入漏れがあったとして、これらの評価額を新たに本件相続財産の価額に算入したこと、以上の各事実が認められる。

上記各事実によれば、原告は、本件裁決において、新たに乙の相続財産として追加すべき 財産が存在しないことをも含めて本件相続財産の価額を主張していたものと理解すること ができ、国税不服審判所長は、このような原告の主張に関して調査を行った結果、新たに算 入漏れが判明した本件追加財産の評価額を乙の相続財産の価額に算入したものとみるのが 相当である。そうだとすれば、本件追加財産の有無につき調査を行い、その評価額を算入し たことが争点主義的運営に反するものとはいえず、これを違法ということはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(2) その他の原告の主張について

また、原告は、国税不服審判所長は、乙からBへの貸付金として4230万4000円を認

める一方、Cからの預り金保証金として3607万9310円分を相続債務として認めていない点で違法がある旨主張するが、これは本件更正処分等の違法をいうものであり、裁決固有の 瑕疵に当たらず、主張自体失当である。

さらに、原告は、国税不服審判所長は、原告及びその他の共同相続人らの相続税の計算をするに際しても、正当な計算を行っていない旨主張するが、本件の全証拠に照らしても、そのような誤りがあるとは認められず、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 小括

以上によれば、本件裁決に原告の主張するような違法はなく、本件裁決は適法というべきである。

4 結論

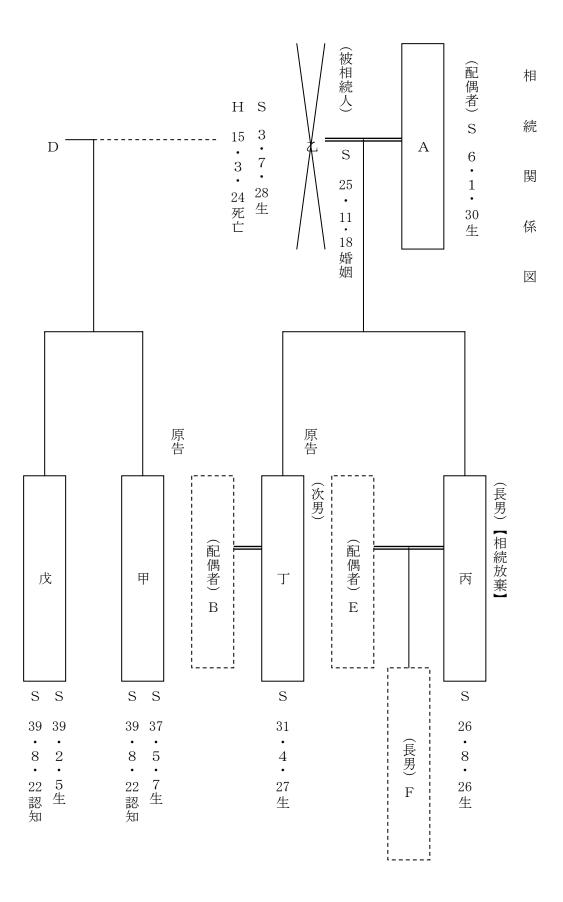
よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 徳地 淳

裁判官 直江 泰輝



課税の経緯

(単位:円)

相続人	区分	本件申告書	本件修正申告書1	本件修正申告書2	本件更正処分等	異議申立て
	内容	平成16年1月26日	平成18年12月11日	平成19年1月16日	平成19年1月24日	平成19年3月5日
甲	取得財産の価額	7, 797, 675	74, 064, 719	62, 147, 287	100, 039, 169	62, 147, 287
	債務· 葬式費用		22, 500, 000			
	3年以内の贈与加算					
	課 税 価 格	7, 797, 000	51, 564, 000	62, 147, 000	100, 039, 000	62, 147, 000
	納付すべき税額	0	10, 801, 400	11, 476, 400	23, 299, 400	13, 247, 400
	過少申告加算税				1, 199, 000	179, 000
相続税の総額	総 遺 産 価 額	93, 572, 100	745, 053, 316	671, 085, 535	823, 503, 841	716, 038, 532
	債務控除計		180, 000, 000	187, 000, 000	150, 920, 000	187, 000, 000
	3年以内の贈与加算			7, 828, 560	7, 828, 560	7, 828, 560
	課 税 価 格	93, 570, 000	565, 051, 000	491, 912, 000	680, 410, 000	536, 865, 000
	法 定 相 続 人	5	5	5	5	5
	基礎控除額	100, 000, 000	100, 000, 000	100, 000, 000	100, 000, 000	100, 000, 000
	相 続 税 総 額	0	120, 016, 400	95, 636, 800	158, 469, 800	110, 620, 800

相続	区分	本件更正の請求	本件再更正処分等	異議決定	審査請求	裁決
続人	内容	平成19年3月9日	平成19年4月11日	平成19年6月4日	平成19年6月7日	平成21年3月30日
甲	取得財産の価額	62, 147, 287	61, 745, 457		62, 147, 287	61, 745, 356
	債務・葬式費用					
	3年以内の贈与加算					
	課 税 価 格	62, 147, 000	61, 745, 000		62, 147, 000	61, 745, 000
	納付すべき税額	11, 476, 400	13, 723, 800		11, 476, 400	13, 706, 100
	過少申告加算税		224, 000	却 下		*1 (308, 000) 224, 000
相続税の総額	総遺産価額	671, 085, 535	758, 342, 532	· 棄 却	671, 085, 535	756, 757, 069
	債務控除計	187, 000, 000	150, 920, 000	却	187, 000, 000	150, 920, 690
	3年以内の贈与加算	7, 828, 560	7, 828, 560		7, 828, 560	7, 828, 560
	課税価格	491, 912, 000	615, 248, 000		491, 912, 000	613, 662, 000
	法 定 相 続 人	5	5		5	5
	基 礎 控 除 額	100, 000, 000	100, 000, 000		100, 000, 000	100, 000, 000
	相 続 税 総 額	95, 636, 800	136, 748, 800		95, 636, 800	136, 220, 400

⁽注) 「*1」の過少申告加算税額は、通則法65条1項、2項及び5項に基づいて計算すると308,000円となる。